

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を改正する基準

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
第4 バリアフリー法に基づく許可 バリアフリー法に基づく許可を受けることができるものは、次に掲げるところによるものとする。 1. 対象建築物又はその部分 (1) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年国土交通省令第114号第18条に規定するものを除く。以下同じ。）に適合する<u>もの</u>。 (2) 特別特定建築物を除く特定建築物（バリアフリー法第2条第1項第18号に規定する特定建築物をいう。以下同じ。） 多数の者が利用する建築物特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準に適合する<u>もの</u>。 (3) 特定建築物以外の建築物 建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が<u>平</u>	第4 [同左] [同左] 1. [同左] (1) [同左] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年国土交通省令第114号第18条に規定するものを除く。以下同じ。）に適合する<u>こと</u>。 (2) [同左] 多数の者が利用する建築物特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準に適合する<u>こと</u>。 (3) [同左] 建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が<u>国</u>

成18年国土交通省告示第1481号第2に適合するもの。

(4) 建築物に車椅子使用者が到達することが
できる車椅子使用者用便房（平成
18年国土交通省告示第1496号に適合す
るものに限る。以下同じ。）を設けるも
の（(1) から (3) までに掲げるもの
を除く。）

2. 対象施設

(1) 特別特定建築物

主として高齢者、障害者等及び不特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び病室等に設置される建築物特定施設で、平成18年国土交通省告示第1481号第2第1号から第5号までに掲げる基準に適合するもの。

(2) 特別特定建築物を除く特定建築物

多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び住戸等に設置される建築物特定施設で、平成18年国土交通省告示第1481号第2第1号から第5号までに掲げる基準に適合するもの。

(3) 特定建築物以外の建築物

特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で平成18年国土交通省告示第1481号第2第1号から第5号までに掲げる基準のいずれかに適合す

土交通省告示第1481号第2に適合すること。

[新設]

2. [同左]

(1) [同左]

主として高齢者、障害者等及び不特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び病室等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第1481号第2の1から5までに掲げる基準に適合するもの。

(2) [同左]

多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び住戸等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第1481号第2の1から5までに掲げる基準に適合するもの。

(3) [同左]

特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で国土交通省告示第1481号第2の1から5までに掲げる基準のいずれかに適合するもの。

るもの。

(4) 第4.1(4)に掲げる建築物

当該建築物に設置される車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房。

(5) [略]

4. 容積の割増し対象部分

次に定める数値を超える床面積（バリアフリー法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）、病院に設けられる機能訓練室（40平方メートルまで）、病院に設けられる食堂（1病床につき1平方メートルまで）及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設等の部分の床面積を対象とする。

(1) 特定建築物に設置される建築物特定施設（(2) 及び (3) に該当するものを除く。）

① 廊下等

平成18年国土交通省告示第1490号
第1号に定める数値。

② 階段

平成18年国土交通省告示第1490号
第2号に定める数値。

③ 傾斜路

平成18年国土交通省告示第1490号
第3号に定める数値。ただし、2,000平方メートル以上の特別特定建築物

[新設]

(4) [同左]

4. [同左]

[同左]

(1) [同左]

① [同左]

平成18年国土交通省告示第1490号
二に定める数値。

② [同左]

平成18年国土交通省告示第1490号
二に定める数値。

③ [同左]

平成18年国土交通省告示第1490号
三に定める数値。ただし、2,000平方メートル以上の特別特定建築物に設

に設置される同告示第3号の表の
(三) 項に該当する傾斜路にあつて
は、同表の(二) 項に定める数値。

- ④ 便所 (車椅子使用者用便房に係る
部分に限る。)

平成18年国土交通省告示第1490号
第4号に定める数値。

[⑤ 略]

- ⑥ 駐車場 (車椅子使用者用駐車場施
設に係る部分に限り、令第2条第1
項第4号の規定により延べ面積に算
入しない自動車車庫等の部分の床面
積を除く。)

平成18年国土交通省告示第1490号
第5号に定める数値。ただし、2,000
平方メートル以上の特別特定建築物
に設置される駐車場にあつては、
21.00平方メートルとする。

- ⑦ 劇場等の客席 (誘導基準適合車椅
子使用者用部分 (高齢者、障害者等
が円滑に利用できるようにするため
に誘導すべき建築物特定施設の構造
及び配置に関する基準を定める省令
(平成18年国土交通省令第114号) 第
9条の2に規定するものをいう。)で
あるものに限る。)

平成18年国土交通省告示第1490号
第6号に定める数値。

(2) 住戸に設置される建築物特定施設

[① 略]

② 階段

置される同告示三表の(三) 項に該
当する傾斜路にあつては、同表の
(二) 項に定める数値。

- ④ 便所 (車いす使用者用便房に係る
部分に限る。)

平成18年国土交通省告示第1490号
四に定める数値。

[⑤ 同左]

- ⑥ 駐車場 (車いす使用者用駐車場施
設に係る部分に限り、令第2条第1
項第4号の規定により延べ面積に算
入しない自動車車庫等の部分の床面
積を除く。)

平成18年国土交通省告示第1490号
五に定める数値。ただし、2,000平方
メートル以上の特別特定建築物に設
置される駐車場にあつては、21.00平
方メートルとする。

[新設]

(2) [同左]

[① 同左]

② [同左]

平成18年国土交通省告示第1490号 <u>第2号の表の（四）項に定める数値</u> ③ 傾斜路 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>第3号の表の（三）項に定める数値</u> ④ 便所（平成18年国土交通省告示第1481号第2第4号イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。以下同じ。） 1.00平方メートル [⑤ 略] （3）病室等に設置される建築物特定施設等又は特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等 [① 略] ② 階段 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>第2号の表の（四）項に定める数値</u> ③ 傾斜路 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>第3号の表の（三）項に定める数値</u> [④・⑤ 略] <u>⑥ 診療所の病室</u> <u>患者1人当たり4.30平方メートル</u> <u>（4）車椅子使用者が到達することができ</u> <u>る車椅子使用者用便房（（1）から（3）</u> <u>までに該当するものを除く。）</u> <u>車椅子使用者が到達することができ</u> <u>る車椅子使用者用便房ごとに1.00平方</u> <u>メートルを超える床面積の合計</u>	平成18年国土交通省告示第1490号 <u>二表の（四）項に定める数値</u> ③ [同左] 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>三表の（三）項に定める数値</u> ④ 便所（国土交通省告示第1481号第2第4イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。以下同じ。） [同左] [⑤ 同左] （3）[同左] [① 同左] ② [同左] 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>二表の（四）項に定める数値</u> ③ [同左] 平成18年国土交通省告示第1490号 <u>三表の（三）項に定める数値</u> [④・⑤ 同左] [新設] [新設]
--	---

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から実施する。